

23 給衛協発第 119 号  
平成 23 年 12 月 14 日

会 員 各 位  
都道府県・政令市簡易専用水道主管部(局)長 様  
簡易専用水道登録検査機関長 様

一般社団法人全国給水衛生検査協会  
会 長 奥 村 明 雄

## 平成 23 年度「簡易専用水道検査管理技術者講習会」の開催について (ご案内)

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

当協会の事業推進につきましては、平素格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当協会では、水道法第 34 条に規定する登録検査機関の検査員を統括し、指導的立場にある管理技術者の能力向上を目的として標記の講習会を開催いたします。

講習会を修了した方には、「簡易専用水道検査管理技術者」の協会認定資格を付与することとしております。制度の概要は、別添のとおりです。

つきましては、貴職所属の簡易専用水道検査の管理に携わる方々の受講並びに関係者への周知方につきまして、よろしくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。

平成23年度  
簡易専用水道検査管理技術者講習会  
募集要項

1. 講習会の名称：平成23年度簡易専用水道検査管理技術者講習会
2. 目的：登録検査機関にあって検査員を統括し、検査レベルの向上を図る管理技術者の資格認定及び技術の向上を目的とする。
3. 受講対象者：簡易専用水道検査員としての検査実務経験5年以上の者  
「簡易専用水道検査員」
  - ・水道技術管理者
  - ・建築物環境衛生管理技術者
  - ・厚生労働大臣の認定した講習会を修了した者
  - ・一般社団法人全国給水衛生検査協会認定検査員講習会を修了した者
4. 講習会の内容：「検査実務マニュアル」等に基づく、管理的な指導、高度な技術習得及び実務研修に重点をおく。

講習科目及び時間…… 別紙日程一覧のとおり

5. 開催会場及び開催日  
会 場：サンピアンかわささき（川崎市立労働会館）4階 第2・3会議室  
川崎市川崎区富士見町2-5-2 TEL044-222-4416（別添案内図）  
  
開催日：平成24年2月29日（水）～3月2日（金）
6. 募集人員：50名
7. 修了の認定：本講習会の全課程を受講し終了試験に合格した者に、「一般社団法人全国給水衛生検査協会簡易専用水道検査管理技術者」の修了証書を交付する。
8. 受講料：1名 50,000円
9. 受講手続き
  - (1) 申込方法：受講希望者は、受講申込書と受講決定通知書、並びに実務証明書に必要事項を記入して、下記宛に郵送でお申し込み下さい。  
※受講を希望する方が複数いる場合は、コピーをしていただき申し込み下さい。
  - (2) 申込・問合せ先：〒210-0828 川崎市川崎区四谷上町10-6  
一般社団法人全国給水衛生検査協会 事務局 大和田いづみ  
TEL：044-270-4375 FAX：044-270-4376
  - (3) 申込締切：平成24年2月17日（金）（締切日を過ぎての申込は、上記へお問合せ下さい。）

(4) 受講料納入：受講申込と同時に請求書と受講決定通知書をご送付いたしますので、お振込みください。

(5) 写真について：縦4cm、横3cm、単身、脱帽、上半身のものを2枚用意して、受講申込書と受講決定通知書の所定の欄に貼り付けて下さい。  
(スナップ写真不可。スピード写真可)

10. 受講の決定：受講申込書・実務証明書に基づき、確認後、受講者を決定し、本人宛に受講決定通知書をご送付いたします。  
※昼食は、当協会でご用意いたします。

以上

# 認定検査員制度実施要綱

一般社団法人全国給水衛生検査協会

(目的)

第1条 一般社団法人全国給水衛生検査協会（以下、「協会」という。）は、水道水質検査及び簡易専用水道の管理に関する検査を適切に行うために、専門知識を有する者を養成して技術の向上と研鑽を積むことを目的として、認定検査員制度を設ける。

(認定検査員の種類)

第2条 協会はこの制度のもとに、次の資格について認定する。

- 1 水道水質検査員（認定水道水質検査員）
- 2 簡易専用水道検査員（認定簡易専用水道検査員）
- 3 簡易専用水道検査管理技術者（管理技術者）

(運営委員会)

第3条 協会はこの制度を的確に実施するために、水道水質検査員制度運営委員会（以下、「水質検査運営委員会」という。）及び簡易専用水道検査員制度運営委員会（以下、「簡専水検査運営委員会」という。）を置く。

- 2 各運営委員会の委員は、委員長以下6名以内で構成し、学識経験等を有する者をあて、会長が委嘱する。
- 3 運営委員は、本制度の基本的事項、認定検査員等の教育、認定条件及び講習会の内容等について審議する。

(認定検査員)

第4条 認定検査員の資格は、認定検査員講習会を受講し、修了した者に付与し、証書を発行する。

- 2 認定検査員の資格は5年の期限付きとし、別に定める短期の講習会を受講することにより更新できるものとする。
- 3 厚生大臣認定簡易専用水道検査員講習会の修了者及び平成10年度簡易専用水道検査員講習会修了者（以下、「既得検査員」という。）は、申請により認定検査員となることができる。

(管理技術者)

第5条 管理技術者の資格は、認定簡易専用水道検査員及び既得検査員のうち、5年以上の実務経験を有し、管理技術者講習会を受講し、修了した者に付与し、証書を発行する。

- 2 管理技術者の資格は5年の期限付きとし、別に定める短期の講習会を受講することにより更新できるものとする。

(講習会)

第6条 認定検査員講習会及び管理技術者講習会の実施内容については、各運営委員会において定める。

附 則 1 この要綱は、平成16年10月8日から施行する。

- 2 平成10年に定めた「全国給水衛生検査協会認定検査員制度実施要綱」は廃止する。

# 実務証明書

受講者氏名

---

上記の者は、簡易専用水道検査の検査員として、  
5年以上の実務に従事したことを証明します。

平成 年 月 日

所属機関名

---

代表者氏名

---

⑩